

会 議 録

会 議 録	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会（第2回）	
開 催 日 時	令和2年11月19日（木）14時00分～15時30分	
開 催 場 所	中央図書館2階視聴覚ホール	
出 席 者	デイサービス康友 特別養護老人ホーム長寿園 山陽小野田市社会福祉協議会 山陽小野田市福祉員の会連絡協議会 高千帆苑在宅介護支援センター 山陽在宅介護支援センター 長寿園居宅介護支援事業所 小野田医師会 介護保険被保険者代表 サンライフ山陽在宅介護支援センター 地域密着型介護事業所そらり	東 洋子 上村篤子 小柳朋治 兼石満枝 末光容子 高木早苗 西原まゆみ 萩田勝彦 安田泰世 山高正義 山根峯子
欠 席 者	山陽小野田市民生児童委員協議会 村田和義	委員数 12人 出席者数 11人 欠席者数 1人
事務担当課 及び職員	福祉部次長 岩佐清彦 高齢福祉課長 麻野秀明 地域包括支援センター所長 荒川智美 地域包括支援センター所長補佐 伊藤比呂子 地域包括支援センター主任 高岡潮理	
会 議 次 第	1 福祉部次長挨拶 2 議事 (1) 令和元年度決算報告 (2) 令和元年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告 (3) 令和元年度認知症初期集中支援チーム活動報告 (4) 意見聴取 (5) その他	
会 議 結 果	1 について 福祉部次長が挨拶を行った。 2 (1) について 事務局が令和元年度決算報告の説明を行った。 ○質疑・意見 委員：質問ではないがこの会議で決算報告を行うことが必要なのか。 予算の執行がおかしいと意見することができるのか。 事務局：運協で包括の収支を報告することが設置基準で定められて	

いる。包括が直営のため単独の収支は作成していないが、介護保険特会枠での報告となる。どこが包括に該当するのかわかりにくいかもしれないが、ご了承いただきたい。

委員：であれば議事で承認する必要はなく、報告事項なのではないか。

事務局：次回からはそのようにしたい。

2 (2)について

事務局が令和元年度山陽小野田市地域包括支援センター事業報告を行った。

○質疑・意見

委員：一般介護予防事業の評価で、自宅でも介護予防に取り組むことができるよう普及啓発を行うとあるが、具体的にはどのようなことか。

事務局：令和2年度には通いの場において感染症予防の指導や自宅でできる体操のチラシを配布した。また自宅でできる体操を作成したので、それを普及させたいと考えている。

委員：成年後見制度において地域連携ネットワークの構築を進めているとあるが、具体的にはどのような地域連携ネットワーク構築を目指しているのか

事務局：成年後見制度の利用促進に関する法律に基づいて、本市においても令和3年度までに成年後見制度利用促進計画の策定や中核機関の設置に向けて準備をしている。令和元年度は庁内の関係各課との準備会や関係機関で構成する成年後見制度利用促進基本計画策定委員会において協議を行った。

委員：成年後見制度の用語について教えてほしいが、成年後見制度報酬助成とはどのようなものか。

事務局：判断能力が乏しくなった方のために、その方に代わって契約をし、生活を考える方を後見人（保佐人、補助人）として裁判所が選任し、その後見人に対して利用者の財産に応じて裁判所が報酬を決定し、利用者が支払う。経済的に報酬を支払うことが困難な方に対しては市が報酬を助成する制度である。

委員：権利擁護業務の中で、高齢者および障がい者虐待防止協議会を開催しており、高齢者虐待事例から見える連携と課題について協議しているが、具体的にどのような課題があったか。

事務局：高齢部門と障害部門の関係団体や警察等に委員になってもらい、関係機関のネットワークの構築や虐待防止に向けてどのようなことができるのか、それに対して課題になることはないかを協議している。包括が関わった事例に対してお互いの職種

や役割を知ることによって連携を深め、地域の課題を共有し解決するということを目指し、地域で虐待を防止し普及啓発をしている。

委員：昨年度会議の中間報告で、虐待の相談件数が15件だったのが、今回の実績報告では61件となっている。月平均から見ても虐待相談が増えていると思うが、高齢者虐待の普及啓発は具体的にどのようなことか。

事務局：専門職は虐待に関する様々な研修を受けている一方で、実践の中でどこから虐待としてとらえ、専門職として関わるのか、職員間でも開きがある。事業所の中で周りに相談し上司に報告するという一歩を出すきっかけが必要なのではないかと相談を受ける際に感じる。もっと早い段階で相談をしてもらえるように専門職に対して普及啓発をしていきたい。現場の方に対する研修も必要で、声をかけあうコミュニケーションの方法や事例を通して気づく視点を持つことなども必要と思われる。

委員：高齢者虐待は家族の中で行われるケースが多いと思う。その中で家族に対して普及啓発していくことも必要だと感じるので、取り組んでほしい。

委員：ケアマネも虐待に気づくことが多いが、ちょっとした気づきを包括に相談するようにしている。受け皿として包括と一緒に動いてもらえる体制があるのか、早く動いてほしいケースの時に担当がいなかったりして次の日になったりすることもあるので、職員の体制づくりをしてほしい。

事務局：虐待に対応する職員は主に社会福祉士だが、職種に関係なく包括の職員は虐待に対する相談を受け付ける体制は今後も充実していきたいと考えている。虐待で早く対応しなければいけないケースについては、受け付けた職員が判断するのではなく、高齢福祉課でコアメンバー会議を開き、虐待の有無、緊急性や分離の必要性など今後の方針を協議している。そこで担当する職員を決定し対応するようにしている。緊急性が高い場合は集まれる職員だけで協議し、すぐに対応できるよう努めている。今後もより迅速に対応できるように努めていきたいと考えており、事業所の方にはちょっとしたことでも相談してもらえるような体制を作っていきたい。

委員：生活支援体制整備事業について、有償ボランティアが少しずつ始まっているが、昨年も聞いたが、総合事業の中の生活維持型、緩和型サービスを提供する事業所がないという現状は続いているのか。

事務局：総合事業の予防給付型サービスはある程度事業所はあるが、特に訪問型の予防給付型以外の緩和されたサービスを提供する

事業所は市内にはなく、地域ふれあい型もない。協議体の中で自治会単位の有償ボランティアをしている団体は数か所あり、地域のサービスが増えていくことを期待している。

委員：地域ふれあい型ができない要因を分析されているか。

事務局：通所については緩和型サービスがあるが、訪問については緩和型サービスがない。これという要因は断定できないが、一つの要因として料金の問題があり、低めの料金設定で同じデイサービス内で実施されており、はっきりとしたすみ分けができない現状がある。他には人材不足ということも考えられる。

委員：例えば総合事業の中の移送サービスを有償ボランティアの生活支援として組み入れていくことができれば、事業が展開できるのではないかと思う。

委員：予防給付型と緩和型サービスが同じ場所で一体的に受けられるようになり、事業所としては実行可能な方のサービスを提供するようになる。あとは山陽小野田市ならではの地域づくりをすることで困った人が出ないようにしていくことが大事だと思う。

事務局：総合事業は地域の実状に応じたサービスの体制づくりをしていくことが重要であるため、市のサービス提供体制やニーズを協議体で検討し、生活支援体制整備をすることで市民が不利益にならないような体制を作っていきたい。

2 (3)について

事務局が令和元年度認知症初期集中支援チーム活動報告を行った。

委員：認知症初期集中支援チームについては報告事項であるため、もし協議をするのであれば、活動内容や活動状況が適切かどうかを検討する必要がある。

事務局：次回からは、事例概要は簡単に行い、活動内容や状況、連携について協議していただくようにしたい。

2 (4)について

意見聴取なし

2 (5)について

事務局より、今後の会議予定の説明を行った。

～ 閉会 ～